

国民国民族和绵色机等时



産前産後期間の国民健康保険税の免除措置は、全世代対応型の 持続可能な社会保障制度を構築するため、国民健康保険に加入 している人が出産した場合に国民健康保険税を免除します。



◆対象者

越前町の国民健康保険に加入している人で妊娠85日(4ヶ月)以降 に出産した人(死産・流産・人工妊娠中絶含む)

◆対象期間

出産予定日または出産日の属する月の前月から4ヶ月間 多胎妊娠(2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠)の場合は、出産予定日 または出産日の属する月の3ヶ月前から6ヶ月間

 ~色の付いた部分が免除期間になります~
 ※届出が出産後の場合「出産日」

 3ヶ月前
 2ヶ月前
 1ヶ月後
 2ヶ月後
 3ヶ月後

 単胎の方
 出産予定日※
 出産予定日※

◆免除額

令和6年1月以降、対象となる期間の所得割額と均等割額の全額

- ◆手続きに必要なもの ※申請受付は出産予定日の6ヶ月前から可能です
 - ① 国民健康保険税免除申請書(産前・産後)
 - ② 本人確認書類(マイナンバーカードまたは運転免許証)
 - ③ 母子健康手帳

【お問い合わせ】

越前町役場 税務課 国民健康保険係

電話:0778-34-8709